

家畜個体識別システム定着化事業実施要綱

〔平成15年10月1日付け〕

〔15農畜機第48号〕

改正 平成16年4月1日付け15農畜機第3075号
平成17年4月1日付け16農畜機第5377号
平成18年4月1日付け17農畜機第4938号
平成19年4月2日付け18農畜機第4773号
平成20年4月1日付け19農畜機第5021号
平成20年12月1日付け20農畜機第3471号
平成21年3月27日付け20農畜機第4925号

平成13年度から、個体識別情報を一元的に全国データベースで管理する「家畜個体識別システム」の構築を図るとともに、個体識別情報をインターネットにより消費者に提供し、国産牛肉への信頼の回復に努めてきたところである。また、平成16年12月には、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が完全施行されたことにより、牛肉の流通・消費段階まで個体識別番号をより一層確実に伝達することが重要となっており、本システムの確実かつ的確な運用のための取組みを引き続き推進する必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、家畜個体識別システムの確実かつ円滑な運用を確保し、法に基づく牛トレーサビリティ制度を的確に実施するための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第1項第2号の規定に基づき補助することとし、もって消費者の畜産物に対する信頼性の確保と我が国畜産の振興に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、社団法人家畜改良事業団（昭和46年8月23日に社団法人家畜改良事業団という名称で設立された法人をいう。以下

「改良事業団」という。)とする。

第2 事業の内容

- 1 改良事業団は、家畜個体識別システムの基本となる次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 家畜個体識別に必要な耳標等の作成及び配布、配布方法の検討
 - (2) 家畜個体識別に関する情報の収集、集計、修正、分析及び提供
- 2 改良事業団は、家畜個体識別システムの円滑な運用を図るため、個体識別情報を集計及び分析し、畜産関係者に提供するシステム及び農業協同組合等からの協力により生産者の飼養する牛の出生及び移動報告等を円滑に行うシステムを構築する。
- 3 改良事業団は、耳標経費負担のあり方を含めた個体識別システムの今後の運営に関する検討会等の開催、現地での有効活用等の優良事例の調査及び情報収集等を行うものとする。

第3 事業の実施

1 事業の委託

改良事業団は、第2の事業の一部を独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。この場合、改良事業団は、委託契約を締結するものとする。

2 事業の実施期間

この事業の実施期間は平成14年度から平成21年度とする。

第4 事業の推進指導等

改良事業団は、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、第2の事業を実施するのに要する経費につき定額を補助するものとする。

第6 補助金交付の手続き等

1 補助金の交付申請

- (1) 改良事業団は、補助金の交付を受けようとする場合、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号により事業補助金交付申請書を作成し、理事長に提出するものとする。
- (2) 改良事業団は、(1)の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業の変更承認申請

改良事業団は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第2号により事業補助金交付変更承認申請書を作成し、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、交付決定額の80%を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 改良事業団は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の概算払請求書を作成し、理事長に提出するものとする。

4 実績報告

- (1) 改良事業団は、補助事業が完了した日から起算して1ヵ月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号により事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、理事長に報告するものとする。
- (2) 改良事業団は、1の(2)のただし書により交付申請をした場合、(1)の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告するものとする。

- (3) 改良事業団は、1の(2)のただし書により交付申請をした場合、(1)の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号により事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を作成し、速やかに理事長に報告するとともに、その金額((2)の規定により減額した場合は、その金額が減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

第7 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

改良事業団は、この事業に係る経費については、他と明確に区分して経理をするとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の徴収等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施及び事業実績について必要に応じ、改良事業団に対し調査又は報告を求めることができるものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が定めるものとする。

附 則 (平成15年10月1日付け15農畜機第48号)

- 1 本要綱の制定に伴い、家畜個体識別システム定着化事業助成実施要綱(平成14年4月5日付け14農畜団第36号)は廃止する。
- 2 この要綱の制定前の家畜個体識別システム定着化事業助成実施要綱(平成14年4月5日付け14農畜団第36号)による補助については、本要綱による補助とみなす。

附 則 (平成19年4月2日付け18農畜機第4773号)

- 1 この要綱は、平成19年4月2日から施行するものとする。
- 2 平成19年4月1日からこの要綱に定める事業を実施している場合の補助については、この要綱による補助とみなす。

附 則（平成20年4月1日付け19農畜機第5021号）
この要綱は、平成20年4月1日から施行するものとする。

附 則（平成20年12月1日付け20農畜機第3471号）
この要綱は、平成20年12月1日から施行するものとする。

附 則（平成21年3月27日付け21農畜機第4925号）
この要綱は、平成21年4月1日から施行するものとする。

別紙様式第1号

平成 年度家畜個体識別システム定着化事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年度において、下記のとおり家畜個体識別システム定着化事業を実施したいので、家畜個体識別システム定着化事業実施要綱第6の1の(1)の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「平成 年度家畜個体識別システム定着化事業実施計画書」記載のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備 考
		機構補助 ②	その他 ③	
計				

4 事業完了予定月日

平成 年 月 日

5 添付資料

(1) 定款

(2) 直近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

(3) 本事業に係る実施細則等

別紙

平成 年度家畜個体識別システム定着化事業実施計画書

1 耳標等の作成・配布等

内 容	事 業 費	負 担 区 分		備 考 (積算基礎)
		機構補助	その他	
	円	円	円	
計				

2 個体情報の収集、集計、分析等

内 容	事 業 費	負 担 区 分		備 考 (積算基礎)
		機構補助	その他	
	円	円	円	
計				

3 システムの開発等

内 容	事 業 費	負 担 区 分		備 考 (積算基礎)
		機構補助	その他	
	円	円	円	
計				

4 検討会の開催等

開催時期	内 容	出席者数及 び参集範囲	事業費	負 担 区 分		備 考 (積算基礎)
				機構補助	その他	
			円	円	円	
計						

5 優良事例の調査及び情報収集等

実施時期	調査項目	調査手法	事業費	負 担 区 分		備 考 (積算基礎)
				機構補助	その他	
			円	円	円	
計						

注：1 備考欄には積算基礎を記載すること。

2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙様式第 2 号

平成 年 度家畜個体識別システム定着化事業補助金交付
変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

印

平成 年 月 日付け農畜機第 号で補助金交付決定通知の
あった家畜個体識別システム定着化事業の実施について、下記のとおり変更し
たいので、承認されたく、家畜個体識別システム定着化事業実施要綱第 6 の 2
の規定に基づき申請します。

記

(注) 記の記載要領は、別紙様式第 1 号の補助金交付申請書の記の様式に準
ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き
換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分
と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように
変更部分を二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものに変更
がある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第3号

平成 年度家畜個体識別システム定着化事業概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

印

平成 年 月 日付け農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった家畜個体識別システム定着化事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、家畜個体識別システム定着化事業実施要綱第6の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

区 分	交付決定額		事業遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ⑤	今回概算 払請求額 ②×(④又 は80%限 度) -⑤=⑥	残 額 ②-⑤-⑥ =⑦
	事業費 ①	機 構 補助額 ②	事業費 ③	機 構 補助額	事業費 出来高 ③/①=④			
	円	円	円	円	%	円	円	円
計								

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 添付書類

事業ごとの遂行状況が明らかとなるような資料

3 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号 ○○○○
(フリガナ)
口座名義 ○○○○

別紙様式第4号

平成 年度家畜個体識別システム定着化事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった家畜個体識別システム定着化事業を下記のとおり実施したので、家畜個体識別システム定着化事業実施要綱第6の4の(1)の規定に基づき関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事 業 費	負 担 区 分		概算払額 ②	精算額 ①-②	備 考
		機構補助 ①	その他			
計						

- (注) 1 それぞれの事業項目ごとに記載すること。
 2 備考欄は、事業費の算出根拠等を記載すること。
 3 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を()書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

- 3 事業の内容
(別紙様式第1号の別紙に準ずる)
- 4 事業実施期間
平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 5 添付資料
事業が行われたことを証する資料
- 6 振込先金融機関名等
- | | |
|--------|-----------|
| 金融機関名 | 〇〇銀行 〇〇支店 |
| 預金種類 | 〇〇預金 |
| 口座番号 | 〇〇〇〇 |
| (フリガナ) | |
| 口座名義 | 〇〇〇〇 |

別紙様式第5号

平成 年度家畜個体識別システム定着化事業に係る仕入れ
に係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた家畜個体識別システム定着化事業について、家畜個体識別システム定着化事業実施要綱第6の4の(3)の規定に基づき下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に規定する補助金の確定額（平成 年 月 日付け農畜機第 号による補助金確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税相当額及び地方消費税相当額補助金の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（3－2） | 金 | 円 |